

最高裁判所不当判決に対する声明

1 本年2月17日、最高裁判所第3小法廷（田原睦夫裁判長）は、明治乳業株式会社に対する賃金・昇格差別不当労働行為事件について、上告事由に該当しない、上告を受理すべきものとは認められない、などとして、被控訴人中央労働委員会が行った却下、棄却の不当命令を認めた東京高等裁判所判決を容認する不当な上告棄却と上告不受理の各決定を行った。

2 東京高等裁判所は、昭和59、60年度について、同じ職分内の号給における有意の格差をはじめて認めた。そして、この格差が生じた原因は、控訴人らが昭和40年代におしなべて低位な人事考課成績を受け、そのため昇号給を見送られたり、継続して標準以上の成績が得られずに昇格できなかったためであるとし、結局、昭和49年度までに生じた格差が、ほぼそのまま昭和59年度まで引き継がれた旨判示した。そして、これらを根拠として、差別的な成績査定が組織的に行われていたとの主張が妥当するとみる余地はある、とまで判示した。これは実質的には控訴人らの主張を認めたものであった。

ところが同裁判所は、その是正を救済内容に取り込むとなると、昭和40年代の各年度における人事考課成績決定行為が適正であったかどうかを審理・判断することになり、除斥期間が設けられた趣旨に反するとした上で、上告人らの個別の低位成績についての双方の主張や立証について検討することは困難であるとして、結局、不当労働行為意思の存否とその実態についての判断を放棄した。

したがって、最高裁判所には、格差の存在を認めながら司法判断を放棄した下級審の判断の誤りを正すことが求められていたはずであった。ところが、同裁判所はこの不当な判断を容認したのである。私たちは、会社が本年4月1日に明治製菓株式会社と合併する機会をとらえ、同裁判所が争議の全面解決のための労をとることを要請してきたが、同裁判所は不当にもこれを無視した。

3 私たちはこれまでも、不当な差別の是正を求めるだけでなく、食品企業における相次ぐ不祥事のもとで、酪農家や消費者とも協力して食品の安全を守るための取り組みを行ってきた。職場に差別を持ち込んで労働者を分断し、正当な組合活動を抑圧する企業が食品の安全をないがしろにすることは、これまでの多くの例から明らかである。その意味でも、本日の決定は容認できない。

しかし、これまで労働委員会や東京地方裁判所では否定されてきた格差の存否について、東京高等裁判所が号給格差に限定したとはいえ有意の格差を認定したことは、控訴審における闘いの成果であり、この判断は最高裁判所によっても認められたと言うべきである。

したがって会社は、このことを真摯に受け止めて、争議の全面解決に協力すべきである。

私たちは、東京都地方労働委員会でたたかわれている全国申立事件の勝訴に向けて力を尽くすとともに、本日の不当な決定を乗り越え、争議の全面解決をめざして引き続きたたかうものである。

2009年2月23日

明治乳業争議支援共闘会議
明治乳業賃金昇格差別撤廃争議団
明治乳業賃金差別事件弁護団

